

中央市庁用自動車広告掲出事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、庁用自動車(中央市庁用自動車管理規程(平成18年訓令第3号)第2条第1号に定める庁用自動車をいう。)に広告を掲出することに関し、中央市広告掲載要綱(平成21年中央市告示第15号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象車両)

第2条 広告掲出の対象となる庁用自動車は、1月における開庁日のおおむね8割の日数を稼働する車両で、市長が別に指定するものとする。

(応募資格)

第3条 庁用自動車広告掲出事業に応募ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加制限を受けていない者
- (2) 中央市から入札参加停止措置を受けていない者
- (3) 国税又は地方税等を滞納していない者
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有する事業者等、役員等に暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がいる事業者等及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与していない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

(広告の掲出位置等)

第4条 広告の掲出位置、規格及び掲出料は、別表に定めるとおりとする。

(広告の掲出方法等)

第5条 広告の掲出方法は、マグネットシート等(以下「広告物」という。)の剥離が可能な素材を車体に貼り付けるものとし、庁用自動車への車体塗装は行わないものとする。

2 広告物は、広告の掲出期間中における庁用自動車から剥離又は広告の撤去に際して、庁用自動車の塗装の剥離、その他汚損等が生じないものとしなければならない。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、1箇月単位とし、3箇月以上12箇月以内とする。

2 前項の掲出期間には、広告の掲出及び撤去作業に要する期間を含むものとする。

(広告掲出の募集方法)

第7条 広告掲出の募集方法は、原則として市ホームページ又は広報紙等により公募するものとする。

(広告掲出の申込み)

第8条 庁用自動車に広告を掲出しようとする者(以下「申込者」という。)は、中央市庁用自動車広告掲出申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審査)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第10条に規定する中央市広告審査会(以下「審査会」という。)の審査に付するものとする。

2 審査会は、前条の規定により提出された書類等に基づき、広告掲出の可否を審査するものとする。

(広告掲出の決定通知)

第10条 市長は、前条の規定による審査の結果に基づき広告掲出の決定又は却下をしたときは、中央市庁用自動車広告掲出決定(却下)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲出の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(広告掲出料の納付)

第11条 前条の規定により広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに所定の広告掲出料を納付しなければならない。

(費用負担等)

第12条 掲出する広告の作製及び破損等が生じた場合の修復に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 車両への広告物の掲出及び車両からの撤去等の作業については、市が行うものとする。

3 広告物の掲出、修復、交換又は撤去に係る作業の期日等は、市と広告主の間で協議して決定するものとする。

4 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲出の期間中に市の責めによる広告物の破損等が生じた場合は、市が原状に服するものとする。ただし、市と広告主で協議し双方が合意した場合は、この限りでない。

5 経年及び自然由来に起因する広告物の劣化については、市はその責めを負わないものとする。

(掲出箇所の原状回復)

第13条 広告主は、契約期間が終了したときは、市と協議し掲出箇所の原状回復を行わなければならない。

(車両の故障及び損傷時の取扱い)

第14条 市長は、広告掲出期間中に当該庁用自動車が故障し、又は損傷したことにより、修理を行う場合は、広告主にその旨を報告し、広告主は広告掲出の継続又は取りやめのいずれかを選択しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、広告主が広告掲出を取りやめたときは、広告主に対し、取りやめた日の属する月の翌月から掲出期間満了までの期間について、月割による額を返還するものとする。

3 前項の規定により広告掲出料の返還が生じた場合において、返還する金額に利子は付さないものとする。

(広告掲出の中止)

第15条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲出を中止することができる。

(1) 指定した期日までに掲出料の納入がないとき。

(2) 広告主が、法令等に違反し、又は違反するおそれがあると市長が認めたとき。

(3) 第8条の規定による申込みに関し、偽りその他不正があったとき。

(4) 広告主の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(5) 前条の規定により、広告主が広告掲出を取りやめたとき。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲出中止したときは、中央市庁用自動車広告掲出中止通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(協議)

第16条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、庁用自動車の広告掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

掲出位置	規格	掲出枠数	掲出料
車体両側面	縦 297mm以内 横 420mm以内	1台につき2枠まで	1台につき月額2,500円